

京都市教育委員会事務局事務分掌細則の一部を次のように改正する。

平成17年4月1日

京都市教育委員会

教育長 門川大作

第2条総務部の部総務課の款を次のように改める。

総務課

- (1) 局内及び部内庶務に関する事。
- (2) 局内事務の連絡及び調整並びに改善に関する事。
- (3) 儀式、表彰及び寄附受納に関する事。
- (4) 教育委員に関する事。
- (5) 事務局職員及び教育関係職員(学校及び幼稚園に勤務する教職員を除く。)の人事、研修等に関する事。
- (6) 事務局職員及び教育関係職員(学校及び幼稚園に勤務する教職員を除く。)の職員証及び職員き章に関する事。
- (7) 事務局職員及び教育関係職員(教職員を除く。)の給与及び福利厚生に関する事。
- (8) 経伺文書の審査並びに文書(学校文書を除く。)の収受、発送、編さん及び保存に関する事。
- (9) 行財政運営の効率化及び適正化に係る施策の企画及び調整に関する事。
- (10) 広報資料の作成及び刊行並びに広報事務及び広聴事務の連絡調整に関する事。
- (11) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律に規定する教育行政に関する相談に関する事。
- (12) 報道機関との連絡調整に関する事。
- (13) 陳情に関する事。

- (14) 政策に係る事務の企画及び調整に関すること。
- (15) 事務事業の執行管理に関すること。
- (16) 市会との連絡に関すること。
- (17) 会議、協議会等に関すること。
- (18) 職員団体及び労働組合に関すること。
- (19) 事務局職員及び教育関係職員の労務管理及び勤務条件の計画立案に関すること。
- (20) 管理者の研修に関すること。
- (21) 学校法人に関すること。
- (22) 予算及び決算に関すること。
- (23) 収入及び支出命令に関すること。
- (23) 教育目的のための基金の管理に関すること。
- (24) 特命による調査、企画及び立案に関すること。
- (25) 総務部の他の課及び室並びに他の部及び室の所管に属しないこと。
- (26) 課内庶務に関すること。

学校文書集配センター

- (1) 事務局及び学校その他の教育機関の間の文書類の集配に関すること。
- (2) 文書類の集配計画に関すること。
- (3) 文書集配用自動車の管理に関すること。

第2条総務部の部企画課の款を削り、同部教職員課の款を次のように改める。

教職員給与課

- (1) 教職員の福利厚生に関すること。
- (2) 学校及び幼稚園に勤務する教職員の生涯生活設計に関すること。
- (3) 教職員の公務災害の申請等に関すること。
- (4) 教職員並びに事務局及び教育機関に勤務する嘱託員及び臨時的任用職員の給与に関するこ

と。

- (5) 学校及び幼稚園に勤務する教職員の旅費等に関する事。
- (6) 学校及び幼稚園に勤務する教職員の職員証及び職員き章に関する事。
- (7) 課内及び教職員人事課の庶務に関する事。

第2条総務部の部教職員課の款の次に次の1款を加える。

教職員人事課

- (1) 学校及び幼稚園に勤務する教職員の給与及び人事に関する調査、企画及び統計並びに資料の収集に関する事。
- (2) 教職員の昇給及び昇格に関する事。
- (3) 学校及び幼稚園に勤務する教職員の退職手当に関する事。
- (4) 学校及び幼稚園に勤務する教職員の人事記録に関する事。
- (5) 学校及び幼稚園に勤務する教職員の身分に関する諸証明に関する事。
- (6) 学校及び幼稚園に勤務する教職員の免許状の申請に関する事。

人事主事室

- (1) 学校及び幼稚園に勤務する教職員の選考、任免、賞罰、服務その他身分に関する事。
- (2) 学校及び幼稚園に勤務する教職員の評価に関する事。
- (3) 学校及び幼稚園に勤務する教職員の定数、配置及び組織に関する事。
- (4) 学級編制の設定に関する事。
- (5) 校長の事務引継ぎに関する事。

第2条指導部の部教育計画課の款を削り、同部学校指導課の款を次のように改める。

学校指導課

- (1) 学校教育に係る企画及び立案並びに連絡調整に関する事。
- (2) 学校教育に係る重要な事務事業の調査及び研究に関する事。
- (3) 幼稚園教育、小学校教育、中学校教育及び高等学校教育に関する事。

- (4) 学校教育活動の振興に関する事。
- (5) 高等学校の通学区域の設定及び変更に関する事。
- (6) 公立高等学校入学者選抜事務に関する事。
- (7) 英語教育外国人指導員に関する事。
- (8) 教育団体の教育活動の振興に関する事。
- (9) 人権教育に係る企画及び立案並びに連絡調整に関する事。
- (10) 人権教育に係る事業の実施に関する事。
- (11) 京都市コミュニティセンター条例第1条第3項第4号に規定する学習施設（以下「学習施設」という。）の運営に関する事。
- (12) 中学校二部学級の運営に関する事。
- (13) 教育機関との連絡調整に関する事。
- (14) 部内庶務に関する事。
- (15) 課内、工業高校改革推進室及び音楽高校改革推進室の庶務に関する事。

指導主事室

- (1) 学校運営の指導に関する事。
- (2) 教育課程に係る基準の設定及び指導に関する事。
- (3) 教科用図書採択その他教材の使用に係る指導に関する事。
- (4) 教育評価に係る指導に関する事。
- (5) 進路指導に関する事。
- (6) 総合教育センターの行う研修その他の事業の援助に関する事。
- (7) 学校教育活動の指導に係る連絡調整に関する事。
- (8) 人権教育に係る指導に関する事。
- (9) 学習施設の管理及び同施設における事業の実施及び指導に関する事。
- (10) 他の課等の所管に属さない学校教育活動の指導に関する事。

西京高等学校新学科企画推進室

- (1)西京高等学校新学科の教育活動推進に係る企画及び立案に関する事。
- (2)西京高等学校新学科の教育活動推進に係る調査及び研究に関する事。
- (3)西京高等学校新学科の教育活動推進に係る学校及び関係機関との連絡調整に関する事。

第2条指導部の部学校指導課の款の次に次の2款を加える。

工業高校改革推進室

- (1)洛陽工業高等学校及び伏見工業高等学校の改革に係る企画及び立案に関する事。
- (2)洛陽工業高等学校及び伏見工業高等学校の改革に係る調査及び研究に関する事。
- (3)洛陽工業高等学校及び伏見工業高等学校の改革に係る学校及び関係機関との連絡調整に関する事。

音楽高校改革推進室

- (1)音楽高等学校の改革に係る企画及び立案に関する事。
- (2)音楽高等学校の改革に係る調査及び研究に関する事。
- (3)音楽高等学校の改革に係る学校及び関係機関との連絡調整に関する事。

第2条生涯学習部の部を次のように改める。

生涯学習部

- (1)社会教育施設の設置及び運営に係る連絡調整に関する事。(他部の所管に属するものを除く。)
- (2)地域における生涯学習の振興及びその支援に関する事。
- (3)生涯学習の振興に係る計画に関する事。
- (4)社会教育委員に関する事。
- (5)生涯学習に係る調査及び研究に関する事。
- (6)生涯学習推進のための関係機関との連絡調整に関する事。
- (7)地域における成人の教養及び技術の向上に関する事。

- (8) 女性及び青年の教養及び技術の向上に関する事。
- (9) 社会教育関係団体の指導育成に関する事。
- (10) 社会教育関係団体等との連絡調整並びに指導者の養成及び研修に関する事。
- (11) 人権思想の普及及び高揚を図るための啓発活動の調整に関する事。
- (12) 識字学級に関する事。
- (13) 家庭の教育力を高める学校教育活動の支援に関する事。
- (14) 学校、家庭及び地域団体相互の連携の促進及び調整に関する事。
- (15) 児童及び生徒の健全育成等に係る地域活動の振興の支援に関する事。
- (16) 部内庶務に関する事。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

(教育委員会事務局総務部総務課)